

法定準備金取崩しにかかる会計・税務

昨年の商法改正により、法定準備金の減少のとり扱いが、つぎのとおり変更されています。

1. 利益準備金の積立限度額：資本の25% 資本準備金と併せて資本の25%
 2. 株主総会の決議で、(資本準備金と利益準備金の合計 - 資本×25%)を限度として、資本準備金または利益準備金を減少することができる。
- * 法定準備金を取崩した場合、取崩額は配当可能利益を構成するため、配当や自己株式取得の原資とすることができます。

(1) 法定準備金を取崩した場合の手続き・会計・税務のとり扱い

	資本準備金	利益準備金
手続き	1. 招集通知に議案の要領を記載。 2. 臨時または定時株主総会による普通決議。 3. 債権者への催告、官報での公告など、債権者保護手続き。減資手続きを準用。 * 債権者保護手続き完了により取崩しの効力が発生。 * 最短でも、総会決議より1ヶ月は必要です。	
会計	「資本金及び資本準備金減少差益」として、損益計算書をとおさず、貸借対照表の資本の部に記載します。	「利益準備金取崩額」として損益計算書の当期利益(損失)のつぎの未処分損益の計算区分に記載します。
税務	資本準備金の取崩しを行っても、税務上の資本積立金の額は変わりません。	利益準備金の取崩しを行っても、税務上の利益積立金の額は変わりません。

* 資本準備金と利益準備金の取崩しの順序はなく、どちらを先にするかは決議の自由です。

(2) 法定準備金の取崩しを原資として配当した場合

- 1) 利益準備金を取崩した場合
通常の場合と同様です。
- 2) 資本準備金を取崩した場合の留意点

	会社側	会計処理	その他資本剰余金が減少
		税務上	税務上は、利益積立金の減少()とされるため、別表5(1)での調整が必要となります。
	株主側	会計処理	配当の基因となった株式が
	(法人の場合)	(原則)	イ) 売買目的有価証券の場合 受取配当金
			ロ) その他の有価証券の場合 当該株式の帳簿価額を減額
		税務上	受取配当金となります。(現在、税法の改正がないため)
			その他の有価証券の場合 申告調整が必要となります。

お見逃しなく!

1. 配当財源については、法定準備金の減少決議を行った総会後の債権者保護手続きが完了した後の定時総会決議により、取崩原資を利益処分配当に充当できます。
2. 自己株式の取得財源については、法定準備金の減少決議を行った定時総会において自己株式の取得決議もした場合、取崩原資を取得財源 = 配当可能利益に加えることができます。
3. 欠損填補のための法定準備金の取崩しについては、債権者保護手続きが要件ではないため、株主総会の決議をもって効力が発生します。